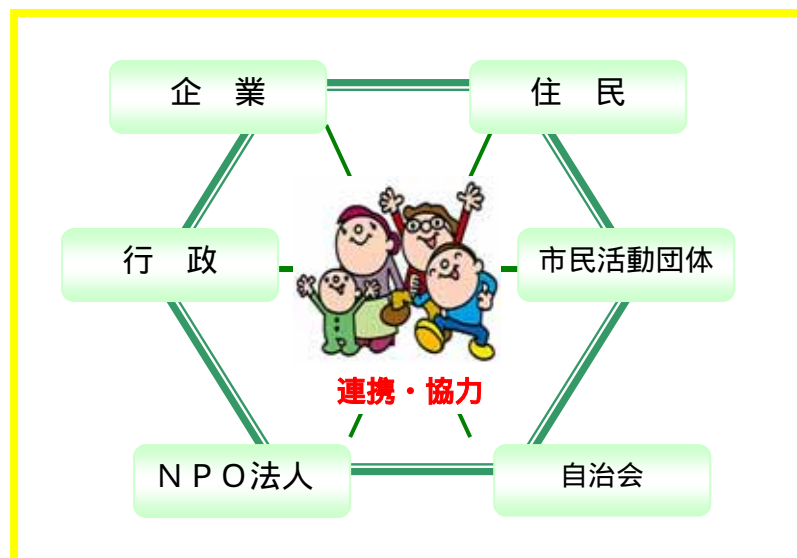


## 第1章 住民協働の基本的な考え方

### 1 住民協働のまちづくりとは

**住民協働のまちづくりとは**,住民,自治会,NPO法人(特定非営利活動法人),市民活動団体,企業,行政(市)が協力し,共通の目的のためにそれぞれの得意分野や活動を活かして,知恵や汗を出し合い,ともにまちづくりに取り組む姿勢とその仕組みです。

**みんなで実現する**  
**~住んでよかった,住みたい個性あるまち竹原のまちづくり~**



## 2 協働のまちづくりの必要性

### 時代の変化によるまちづくりの転換

#### 住民ニーズの多様化

近年，社会経済情勢が大きく変化をする中で，住民の生活様式や価値観も多様化しております。

生活の場である地域社会では，少子高齢化，情報化，防災・防犯など様々なテーマがあり，今後も新たに解決していかななくてはならない問題が増えていくことが予想されます。

#### 行政の限界と多様な取り組み主体

住民ニーズは多様化する一方，行政にはあらゆる住民に公正・公平に関らないといけないという原則があり，税金を使ってサービスを提供するため，慎重・十分な議論，事務処理の必要，さらには法律に基づく対応が必要となります。しかしながら，一人ひとりの環境に応じた，きめこまやかな対応や災害時の初動体制の確保，さらには少子高齢化の進行等に対応する課題など住民ニーズは多様化していますが，行政においても国・地方を問わず厳しい財政状況など行政のみのまちづくりには限界があります。これからは行政以外にも目的に応じた多様な取り組み主体の参加や役割分担が求められております。

#### コミュニティの再生

地方分権の進展により，自己決定・自己責任のもと竹原らしい特色あるまちづくりが求められるようになりました。特色あるまちづくりを行うためにも，地域の魅力を一番知っている住民が知恵と汗を出し合いながら，まちづくりに参加・協力することが重要になります。

現在，核家族化の進展や生活圏のひろがりによる地域コミュニティの低下が懸念されていますが，住民間の交流や日常の助け合いなどを充実させ，みんなが役割分担を行いながらまちづくりに参加する「コミュニティの再生」が求められます。

### 3 推進プランの目指す協働のまちづくり

地方分権推進法の理念である「住民自らが自らの地域のことを考えていく」「住民自治」の充実を図るとともに全国的な統一性や公平性を重視するこれまでの中央集権、全国横並びの進め方を改め、地方自治体の地域資源などの特性を活かしたまちづくり」が求められています。そのためには「住んでよかった、住みたい個性あるまち竹原」の創造が求められており、住民もまちづくりの一員として、行政とのパートナーシップのもとまちづくりを進めることが重要となります。

また、住民自治の活動の場である地域では、助け合いなどの交流、地域の特性を活かした魅力づくり、住民一人ひとりが活躍できる場があるなど、住民が「ここに住んでよかった」と実感できる「生活の質の高さ」や「心の豊かさ」を持てる環境づくりが必要です。

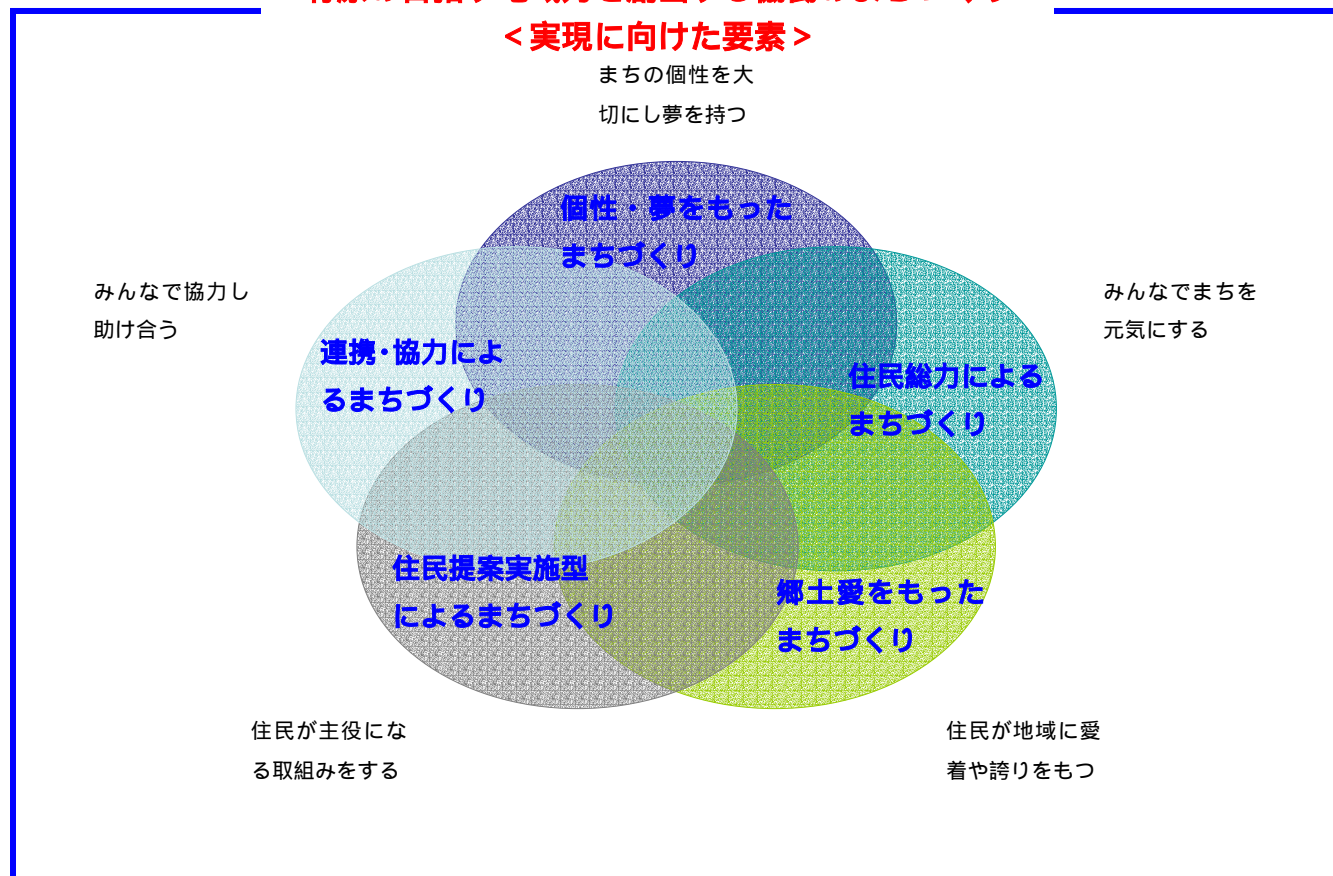
そのためには、時代やニーズに応じた地域づくりとは何かを住民が意識し、住民の総意で地域の将来像を描き、住民提案実施型（P 5 参照）で行うことが重要であり、よりよい地域にしていくみんなの努力が必要不可欠です。

今後、この推進プランのもと、行政と住民・団体が地域力の創出に向け、相互に役割を担い（P 5～6 参照）、ともに知恵や汗を出し合いながら魅力あるまちづくりを推進し、「住んでよかった、住みたい個性あるまち竹原」を創造していきます。

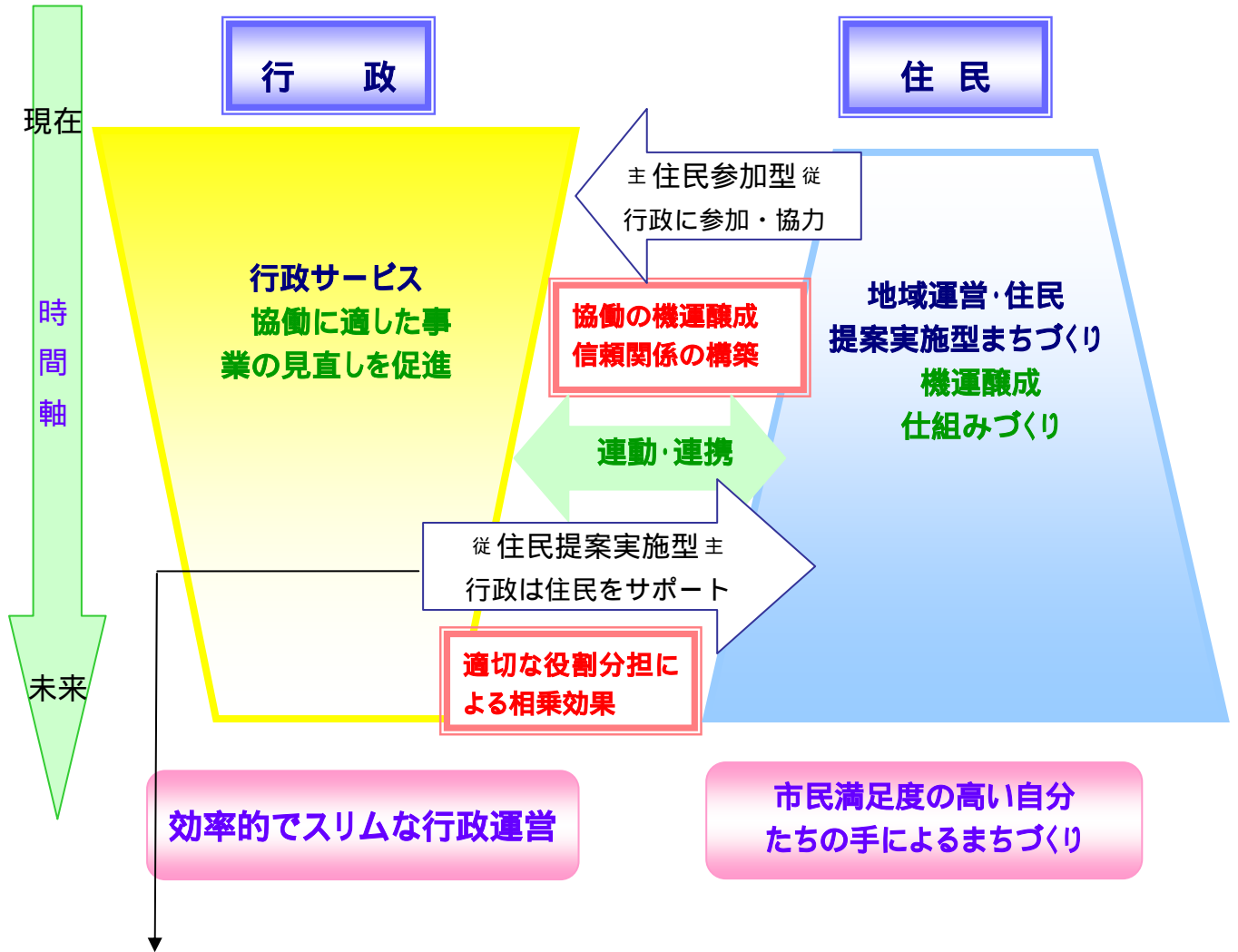
#### 竹原の目指す地域力を創出する協働のまちづくり

##### < 実現に向けた要素 >

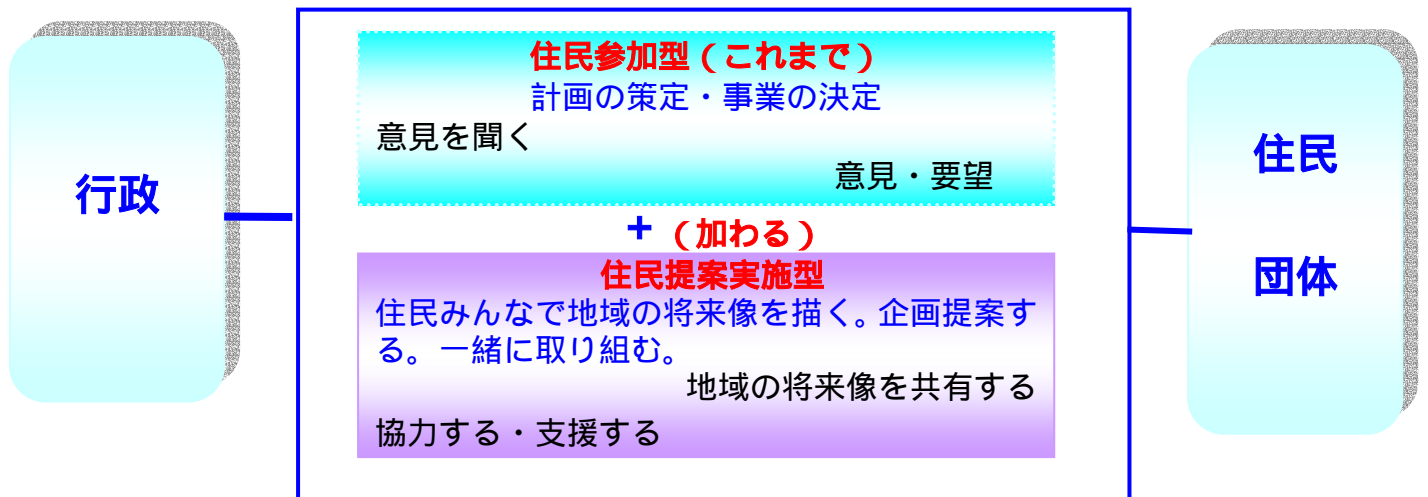
まちの個性を大切にし夢を持つ



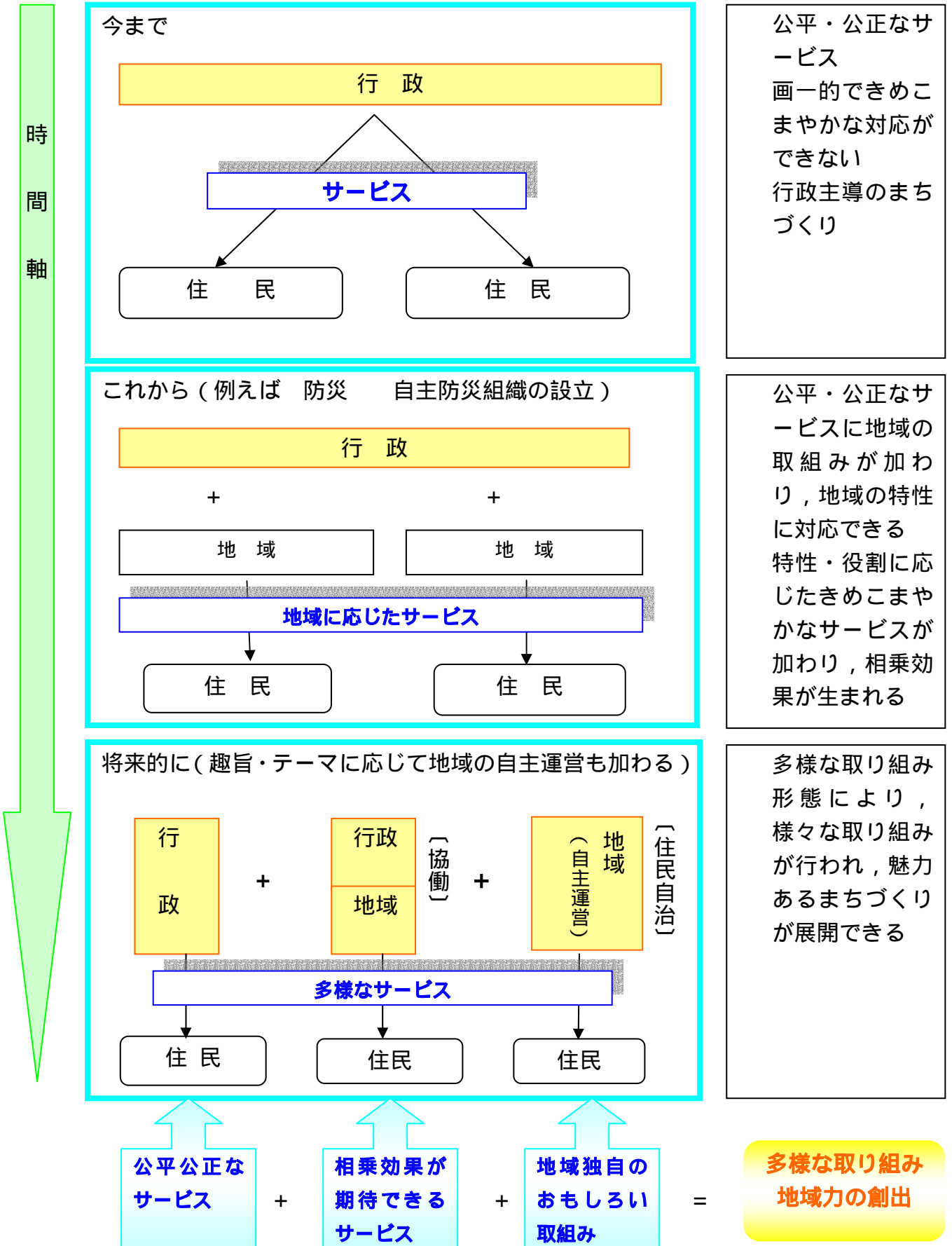
【地域力創出に向けた行政と住民の役割】



< 住民提案実施型まちづくりとは >



## 【行政と住民の役割の変化（多様性の創出）】

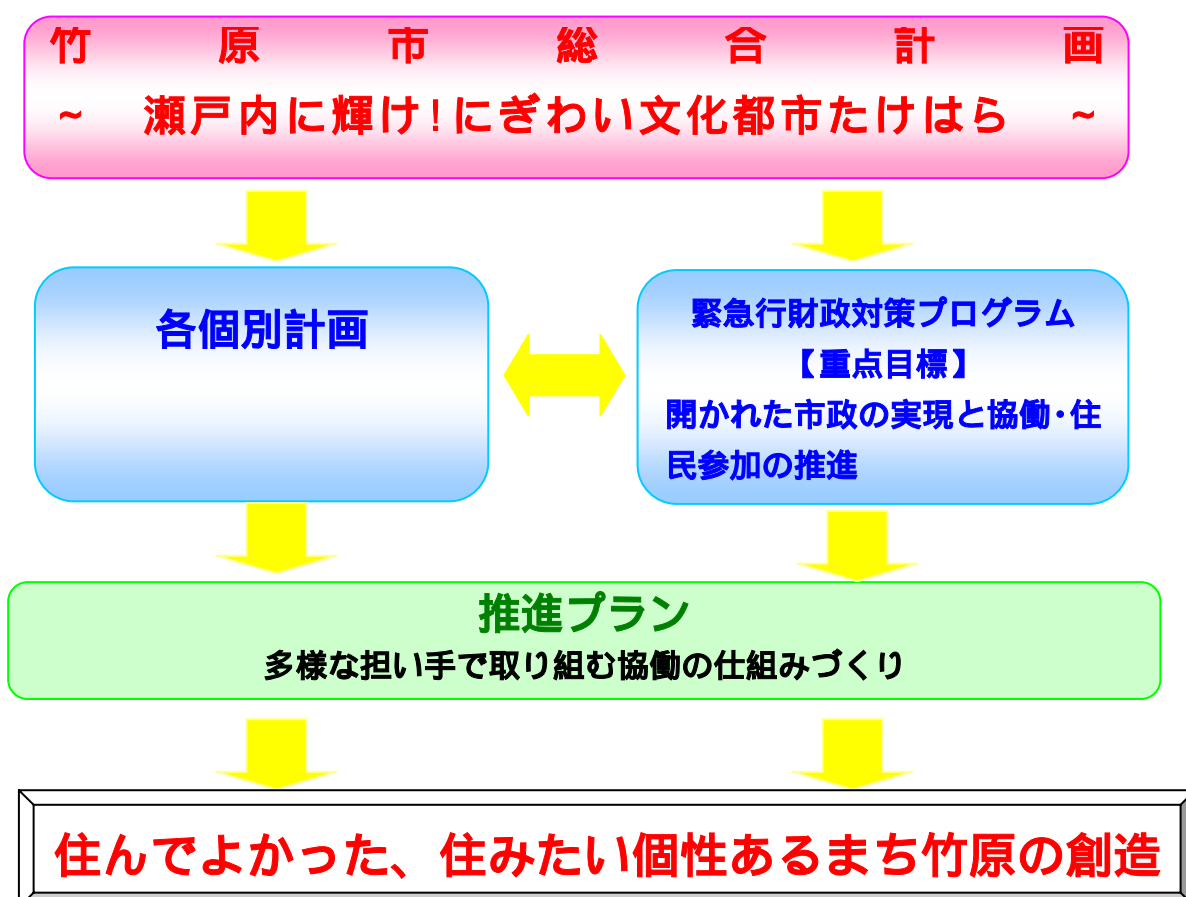


#### 4 推進プランの位置づけ

現在、竹原市総合計画（平成11年策定）及び各個別計画（次世代育成支援地域行動計画・都市計画マスタープラン・老人福祉計画・男女共同参画プランなど）に基づき、諸施策を進め、住んでよかったまちづくりに向けて取り組みを進めています。

また、地方分権の進展より求められる特色あるまちづくりの推進や権限移譲に対応できる行政基盤の強化のため、緊急行財政対策プログラムに基づき、重点施策である「開かれた市政の実現と協働・住民参加の推進」、「積極的な情報の発信」、「効率的な行政運営」の3点を推進しています。

推進プランは、この重点目標である「開かれた市政の実現と協働・住民参加」を横断的かつ総合的に推進するための方針を定めるとともに、多様な担い手で取り組む仕組みづくりを充実させ、総合計画や個別計画を効果的かつ着実に推進し、「住んでよかった、住みたい個性あるまち竹原」の実現につなげていきます。



## 5 推進プランの構成

推進プランは、協働のまちづくりの基本計画とし、基本方針及び実現化策を定めるものです。今後、この推進プランの具体計画として地域が作成する地域行動プランと住民や団体の意向を踏まえながら行政施策の見直しを行う「事業の協働化の推進」により、実現を図っていきます。

### 基本的な考え方（施策の方向）

**住んでよかった、住みたい個性あるまち竹原を目指して  
～新しい地域コミュニティを創る～**

### 基本計画・実現化策

基本的な考え方をもとに、その仕組みづくりを示したもの

- 1 協働のまちづくり機運を高め、推進体制を充実させる
- 2 住民協働のまちづくりを「新しい地域コミュニティ」のもとですすめる。
- 3 新しい地域コミュニティのための「議論の場、話し合い場、確認の場」を設ける。
- 4 新しい地域コミュニティの充実のため、協働のまちづくり計画である「地域行動プラン」を作成する。

推進プラン

### 地域行動プラン

推進プランの基本計画や実現化策に基づき、地域住民が提案した計画（地域の将来像・取り組み体制・重点目標など）を策定し、地域住民・団体が主体となって事業実施するもの。

### 事業の協働化の推進

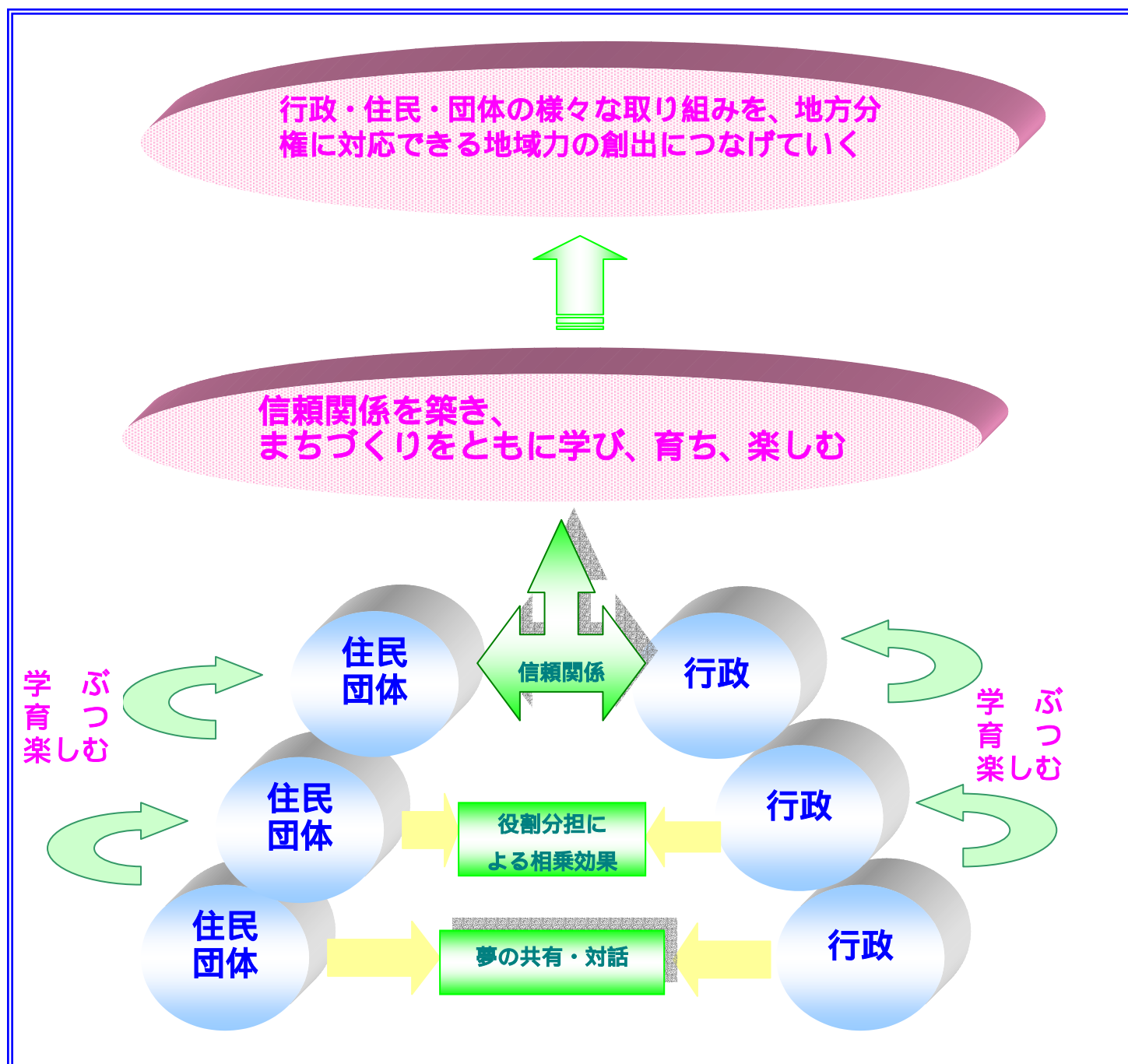
各所属で実施している事業や取り組みの中で、趣旨・効率性・効果性・将来性を考慮し、行政サービスではなく、協働で実施したほうが望ましいものについて、選定するもの。なお、この実施は住民・団体の意向を十分に反映し、連動させながら弾力的に実施していくもの。



連動

## 6 協働のまちづくりの基本理念

本市は、みんなで「住んでよかった、住みたい個性あるまち竹原」の将来像を描き、行政以外にも地域、住民、NPO法人、企業、市民活動団体など活動主体を増やし、多様なニーズを共通認識する中で、それぞれが連携し、テーマに応じて対応する体制、特性を活かしながら協力する仕組みづくり（協働のまちづくり）を行います。また、この双方の取り組みにおける相乗効果を地域力の創出につなげていきます。





### 対話（話し合い・確認）・参画によるまちづくり

生活の場における共通するテーマ（関心・課題・将来像）について、住民・団体が自由に語り合い、確認し、その実現や解決に一定の役割を担うことによって、住民みんながまちづくりに関する範囲を広げていきます。

### 相乗効果を生むまちづくり

行政と住民が責任と役割を担い、多様なニーズに多様な方法で取り組むなど双方（行政と住民・団体など）が協力し、効率的・効果的なまちづくりを目指します。さらには、住民活動の活発化により、住民と行政の協働の取り組み範囲を拡大させ、相乗効果のあるまちづくりに展開していきます。

### 信頼関係をもち、ともに学び、育ち、楽しむまちづくり

協働のまちづくりは、短期的な視点でなく、長い時間をかけて成熟していくものです。この取り組みの中で行政・住民双方が経験を積み重ねていくなから、信頼関係を築き、行政・住民・団体それぞれが連携・協力しながら、お互いに学び、育ちあい、楽しむことが必要です。そのためにも、情報公開・意見交換・説明責任などを果たしていきます。



## 7 協働の原則及び支援の考え方

### (1) 協働の原則

協働の取り組みは、行政と住民・団体が共にまちづくりを行う当事者であるという意識のもとに、それぞれ違った立場（住民と団体・住民と行政など）で行われるため、お互いに5つの原則（対等の原則・目的共有の原則・相互理解の原則・自立の原則・透明性の原則）を確認・遵守することが大事です。

#### 協働の5つの原則

##### 対等の原則

協働するもの同士が、上下関係も依存もない対等な立場で合意形成をし、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たすこと

##### 目的共有の原則

互いに協働によって目的を達成しようという気持ちを共有し、合意形成をしながら取り組むこと

##### 相互理解の原則

協働するもの同士の特性を理解し合い、尊重し、協力することで相乗効果をあげること

##### 自立の原則

相互の自主性を尊重し、自立した存在として、協力すること

##### 透明性の原則

協働の内容・過程は公平・公正であると同時に透明性を確保しなければならないため、積極的な情報公開を行うこと



## (2) 支援の考え方

このような原則のもと、住民活動の自主性・自立性に配慮した支援を考える場合、この推進プランでの「支援」という用語は、次のように考えます。

行政が住民活動を主体的に行う住民・団体の意欲を盛り上げ、やりがいを発揮できる仕組みづくり（話し合いの場・確認の場・取り組みをする場づくり）を一緒にしていくこと

住民や団体がやりたいことを実現していくために、行政は、庁内体制を充実させるなど適切な役目を果たし、協力（相談・サポートなど）を行うこと